

【優先入所検討委員会】

問 1 同一法人内に複数の介護老人福祉施設を有する場合、委員会は施設ごとに設置しなければならないのか？

答 1 入所申込者ごとに適切な検討時間を確保する等のため、基本的には、優先入所検討委員会は施設ごとに設置していただきますようお願いします。

ただし、地域に介護老人福祉施設が限られており入所申込者の多くがそれぞれの施設で共通しているなど、地域の実情、特徴等を踏まえ、法人単位で優先入所検討委員会を設置する等の場合、それを妨げるものではありません。

なお、法人単位で優先入所検討委員会を設置する場合は、適切な検討時間の確保をお願いします。

問 2 優先入所検討委員会の構成人員は何人程度を目安とするのか？

答 2 施設職員として、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員は、必要です。また、施設職員以外に、第三者を少なくとも 1 人以上加えてください。

その他の施設職員等については、施設の判断により専任して差し支えありません。

問 3 優先入所検討委員会は、6 か月に 1 度開催するとして、優先入所順位名簿の順位は 6 か月間、不動となるのか？

答 3 優先入所順位名簿の変更は、優先入所検討委員会において行うため、優先入所検討委員会が開催されるまでの間は、前回の優先入所検討委員会において決まった順位となります。

静岡県指定介護老人福祉施設等優先入所取扱要領（以下、「市要領」という。）において、優先入所検討委員会の開催及び優先入所順位名簿の見直しを、6 か月に 1 回以上行うよう規定していますが、各入所申込者の状況は短期間のうちに変わり得るため、施設において対応が可能であれば、より短い期間で開催し、見直すことが望ましいです。

また、緊急の開催が必要と判断すれば、随時開催のうえ、見直してください。

問 4 優先入所検討委員会は、入所申込書が提出される都度、開催するのか。また、開催にあたっては、全員が出席しなければならないか？

答 4 優先入所検討委員会は、最低でも 6 か月に 1 度以上開催するもので、入所申込書の提出の都度開催する必要はありません。開催にあたっては、委員全員が出席することが望ましいですが、やむを得ず欠席の委員については、事前説明及び事後承諾により対応して差し支えありません。

問5 第三者委員は、優先入所検討委員会開催の都度参加するのか？

答5 優先的な入所の取扱いは、透明性及び公平性が求められているため、第三者委員については、原則として開催の都度、出席することが望ましいです。

また、第三者委員の都合等も考慮し、必要に応じて、複数の第三者委員を専任するなどの対応をお願いします。

【優先入所基準】

問6 優先入所基準は静岡市指定介護老人福祉施設等優先入所（以下「市指針」という。）どおりの内容としなければならないのか。施設独自の判断を追加したり、削除して構わないか？

答6 市指針は静岡県指定介護老人福祉施設等優先入所指針（以下「県指針」という。）に基づき作成したものであり、また、複数の施設に入所申込をする人もいると考えられることなどから、市指針に基づき作成するようお願いします。

問7 既に施設独自の基準を策定済みの場合はどうすればよいのか？

答7 施設の優先入所基準については、市指針に基づき作成していただくことになりますので、原則としては見直しをしていただく必要があります。

【入所申込書】

問8 既に申込まれている方について、再度、申込書の提出を依頼するのか？

答8 今回の改正では、従前の評価基準では考慮していなかった介護者の就労や育児の状況等も考慮することとしたため、提出いただいている申込書では不足する項目があります。附則項目については、施設職員が聞き取りを行い、申込書に補記することで構いません。

問9 入所申込書の様式が示されているが、施設独自の欄を設けることは可能か？

答9 必要に応じて、施設独自の項目を加えることは差し支えありません。

なお、入所の必要性の高さの判断に関わらない個人のプライバシーの問題や入所申込者が不利益を被るような項目（他法人の施設にも申込みをしている場合の施設名の確認欄等）を加えることは、認められません。

問10 入所申込書の記載内容で点数付を行うということで良いか。介護者の状況について、様式で示されているが、記載内容の確認は必要か？

答10 施設における入所事務の煩雑さを防ぐため、基本的には、入所申込書の記載内容に基づき、入所申込者名簿を作成して差し支えありません。

なお、入所申込者名簿の上位者については、本人や介護者との面接・訪問調査・入

所申込者の担当の介護支援専門員からの聞き取り等により、入所申込書の内容について事実と相違ないか否か等の実態把握を行ってください。

問11 介護者の状況の実態把握をするにあたり、確認するための書類の提出を求めることは可能か？

答11 施設の判断で、確認用の書類の提出を求めることは可能ですが、予め施設としてのルールを定めておいてください。
ただし、申込者にとって過度な負担とならないよう十分配慮してください。

問12 入所申込書に有効期限を設けることができる理由は？

答12 入所申込者名簿の下位の順位の申込者については、本人、介護者等の状況等に特に変化がない限り、入所までの期間が長期にわたることも考えられます。入所申込みの意思や本人、介護者等の状況等が大きく変化する可能性が高いため、有効期限を設け、再度、入所申込みの意思を確認するとともに、入所申込者名簿を整理することができるよう、入所申込書の有効期限を定めることができることとしています。

問13 現在、優先入所検討委員会において決定した順位を家族に伝えてある。平成29年4月以降、順位を改めて変更することとなるのか。それとも上位者については、そのままよいのか。

また、以上のように既に具体的な入所順位が決まっている待機者についても、改めて入所申込書を提出してもらうのか？

答13 平成29年3月末までに、優先入所検討委員会において具体的な検討が行われ、決定した名簿の上位者については、改めて順位の検討を行う必要はなく、当該上位者を優先的に取り扱って差し支えありません。

このため、現行の基準により具体的な入所順位が決まっている待機者については、改めて入所申込書を提出してもらう必要はありません。

なお、施設の判断により、改正後の基準により順位を検討いただいても差し支えありません。

問14 平成29年3月までに行う優先入所検討委員会では、現行の基準による点数に基づき順位付けを行って良いか？

答14 平成29年3月までは、現行の基準により順位を決めることで差し支えありません。

問15 改正後の市指針は、平成29年4月からの施行ということであるが、施設における準備が3月末までに整った場合、3月までに行う優先入所検討委員会において、改正後の基準で順位付けを行うことは可能か？

答15 施設での準備期間を考慮して平成29年4月施行としていますが、3月までに準備が

整った施設にあっては、順次、改正後の基準により順位を決定して差し支えありません。

問16 平成 29 年 4 月以降、改正後の基準に基づき順位を見直すことになるが、いつまでに優先入所検討委員会を開催しなくてはならないのか？

答16 具体的な期限の設定はしませんが、準備が整い次第、順次、開催をお願いします。少なくとも、改正前の基準により決定した名簿上位者がいなくなる前には、開催をお願いします。

【入所申込者の調査】

問17 入所申込者名簿の上位者について、面接、訪問調査は必要か？

答17 入所申込書の内容に誤りがないか等を調査するものであり、また、入所申込者のアセスメントという観点からも、面接、訪問による確認は重要と考えます。なお、これらによらなくても確認ができるということであれば、面接、訪問調査は行わなくても差し支えありません。

問18 入所申込後の状況把握方法については、特に指定はないのか？

答18 入所申込後に本人及び介護者の状況に変化が生じた場合は、施設に連絡するよう申込書に明記していることから、基本的には、入所申込者側から連絡をもらい、変更箇所を確認のうえ、記録を残す（又は入所申込書を提出してもらう）ことで構いません。また、施設の判断で、個別に状況の把握を行うことは差し支えありません。なお、申込み後、1 年に 1 度以上は、状況を把握するよう努めてください。

【入所申込者評価基準】

問19 評価基準について、居宅サービスの利用率、所得の状況、住環境に係る項目は考慮しないのか。また、入所申込者の担当の介護支援専門員の意見は評価に入れないのか？

答19 居宅サービス利用者については、家庭の事情等によりサービスの利用を控えているケース等もあり、必ずしも利用率により入所の必要性が評価できるものではなく、また、入所申込後の待機期間が長い場合は、申込時点から利用率が変わると考えられるため、評価基準には入れていません。

所得の状況、住環境についても、一律に入所の必要性の高さを評価できるものではないため評価基準には入れていません。

なお、入所申込者の担当の介護支援専門員の意見を含め、優先入所の検討にあたり、施設入所を考慮すべき状況であると認められる場合は、特別な状況として個別に加算することが考えられます。

問20 介護のために退職したが、経済的理由から就業を望んでいる場合、就業しているものとして点数を付けることは可能か？

答20 申込み時点の状況を記載してもらい、記載内容に応じて点数を付けることになりま
すので、就業の望んでいる状況では、就業しているものとして点数を付けることはで
きません。申込み後に就業した場合は、申込内容を変更し、変更後の状況で点数を付
けていただくことになります。

問21 「介護者が高齢であることにより、介護が困難」の場合の基準はあるか？

答21 具体的な基準は設けていませんが、65歳以上で高齢による心身機能の低下等により、
介護をすることが困難な場合を想定しています。年齢のみで判断することなく、高齢
に伴う機能低下により介護ができなくなっているかどうかで判断してください。

問22 「ひとり暮らしで、介護者がいるが、日常的に介護を受けることが困難」とは、ど
のような場合か？

答22 ひとり暮らしとは、同一敷地内及び隣接地にも介護者がいない状態とします。

また、ひとり暮らしで、介護者がいる場合とは、ひとり暮らしであるが、概ね 30 分
程度で駆けつけることができる範囲の所に介護者がいる場合とし、日常的に介護を受
けることが困難とは、ある程度、定期的に介護者が訪れているが、当該介護者から、
常に必要な介護を受けることができる状態ではない場合とします。

問23 介護を要する家族が2人のため、「複数人を介護しているため、介護が困難」とし
ていたが、1人が施設に入所した場合は、どのように取り扱うのか？

答23 介護を要する家族が1人として、順位を見直してください。

問24 「介護者が就労又は育児をしているため、介護が困難」の場合の基準はあるか？

答24 就労、育児について詳細基準は設けていないため、個々に判断してください。

就労の状況については、申込書に記載された内容を参考に、入所申込者が必要とし
ている介護が、就労により、どの程度、困難となっているかを確認してください。申
込書の内容だけでは、介護の困難な状況について判断が難しい場合は、申し込み時等
に聞き取って判断してください。

育児についても同様です。

問25 介護者が孫の面倒を見ている場合も、育児のため介護が困難に該当するか？

答25 介護者が育児をしていて介護が困難な状態であれば、続柄は問いません。介護が困
難の判断については、未就学児等で育児にかかる時間から判断して、介護との両立が
難しい状況かを判断することになります。育児の程度、必要な介護の程度によりここ

に判断してください。

問26 介護者の就労や育児について、それを証明するものの提示を求める必要があるか？

答26 証明する書類を求める必要はありませんが、聞き取り等により状況を確認してください。

問27 「退所又は退院が予定されている場合」とは、どのような場合か？

答27 施設から退所を求められている場合、介護老人保健施設で在宅復帰が判定された場合等、具体的な退所の予定がある場合を言います。

問28 「介護者による虐待、介護放棄」とは、どのような場合か？

答28 身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待を想定しています。

このような場合、市町による措置対応が想定されますが、より迅速な対応を必要とする場合もあることから、措置に準じた方法として、評価基準に盛り込んであります。施設においては、速やかに優先入所検討委員会を開催し、迅速な対応をお願いします。

問29 「特別な状況」については、施設独自で決められるのか。

また、20点までなら、状況に応じて点数に差をつけてもよいのか？

答29 評価基準の内容だけでは、推し量れない介護の困難性がある場合について、施設の優先入所検討委員会の判断で、「特別な状況」に該当するかを決定し、加点してください。介護の困難性については、状況が多岐にわたるため、20点以内でその状況に応じて適宜点数に差をつけてください。

末尾に「特別な状況」の例を示しましたので、核施設における判断の参考としてください。

ただし、特別な状況として加点した場合は、その理由については、優先入所順位名簿の「特別な状況」欄へ具体的に記載してください。

問30 既に施設において、「特別な状況」の基準表を作成しているが、それは今後も施設の基準表として活用できるのか？

答30 改正後の評価基準及び今回示した例示を参考に、適宜、見直してください。

問31 1つの施設のみに申込みをした者と複数の施設に申込みをした者で「特別な状況」等で差を設けることは可能か？

答31 「特別な状況」とは、評価基準として規定されている「本人の状況」「介護者等の状況」のみでは推し量れない介護の困難性があり、在宅での生活の継続が困難なこと

を評価して加算するものですので、申込み施設数の多寡により差を設けることは適当ではありません。

問32 「特別な状況」は、誰が、どのように把握するのか？

答32 入所申込書の内容等について、施設職員による面接、訪問調査等、または、担当の介護支援専門員、地域包括支援センター、市町等からの情報収集に基づき把握してください。

問33 優先入所にあたっては、施設に対する貢献度（寄付者、支援者、施設関係者、ボランティア、補助金交付市町村等）を反映させるべきではないか？

答33 施設に対する貢献度は、優先入所の緊急性とは関係ないものであるため、優先入所順位に反映させることは適当ではありません。

【その他】

問34 医療的ケアの必要性が高い申込者についても、申込を受けなければならないか？

答34 医療的ケアの必要性が高いことをもって、一律に入所申込を断ることは適当ではありません。入所申込者ごとに状況が異なるため、具体的な心身の状況、病歴等を把握のうえ、施設として対応が可能かどうかを個別に検討する必要があります。

なお、入所申込者が入院治療を必要とする場合、その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難であると判断した場合は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則に基づき、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じてください。

問35 優先入所決定した申込者が事情により、当面入所する必要がなくなった場合の対応は？

答35 当面、入所の必要がなくなったということであれば、6か月以内の入所希望を確認し、6ヶ月以内の入所を希望しない場合は、0点として取り扱ってください。

問36 優先入所決定した申込者が入院等により一時的に入所できない場合の対応は？

答36 入所申込者が入院等により一時的に入所できないような場合は、入所申込者の心身の状況等を確認のうえ、前後の順番の入れ替えにより対応してください。

【特別な状況の例】

以下の例を参考に、評価基準では反映できない事情で、在宅での生活が困難であり入所の必要性が高いことを判断するにあたり考慮すべきことを個々に判断してください。

なお、特別な状況の判断にあたっては、第三者委員を含む優先入所検討委員会で検討し記録を残してください。

- ・介護期間、申込み期間が長い等、介護者の身体的・精神的負担が著しい場合
- ・介護放棄や虐待の疑い等があり、現状のままでは、生命・身体の危険が生じる可能性が高い場合
- ・不潔行為、常時の徘徊等、B P S Dにより昼夜問わず見守りが必要となり、在宅生活が著しく困難と認められる場合
- ・居宅サービスを区分支給限度額まで利用しても、なお、在宅での生活の継続が困難な場合
- ・利用可能な居宅サービスを利用しても、なお、在宅での生活が困難であると判断される場合
- ・介護者が就労しながら、複数人を介護している等、総合的に判断して加点の必要性が認められる場合